

堺市監査委員公表第 44 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき公の施設の指定
管理者監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 3 年 12 月 22 日

堺市監査委員	三	宅	達	也
同	田	渕	和	夫
同	藤	坂	正	則
同	播	磨	政	明

監査結果報告

第1 監査の種類

公の施設の指定管理者監査

第2 監査の対象

堺市立青少年センター、堺市立青少年の家、堺市立日高少年自然の家

第3 監査の対象期間

令和2年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

ただし、必要に応じて他年度を含む。

第4 監査の実施期間

令和3年8月2日～令和3年12月22日

第5 施設の概要

<所管部局>

子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども育成課

<指定管理者>

公益財団法人大阪 YMCA

<指定の期間及び指定管理に係る経費>

平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

令和2年度の委託料

堺市立青少年センター、堺市立青少年の家 9,860万2,197円

堺市立日高少年自然の家 5,689万9,059円

<施設名及びその主な内容>

名 称 堺市立青少年センター

所 在 地 堺区柳之町西1丁

設置年月 昭和37年9月（昭和56年8月に現在地に移転）

設置目的 青少年の心身の健全な育成に資することを目的とする。

施設規模 本館 鉄筋コンクリート造、地上4階建て、1,881.08㎡

体育室兼大集会室 鉄筋コンクリート造、222.84㎡ 等

施設内容 第1～3集会室、第1～4研修室、プレイルーム、クラフトルーム、茶華道室、視聴覚室、第1・2音楽室、ホール等

名 称 堺市立青少年の家
所 在 地 南区片蔵
設置年月 昭和 61 年 6 月
設置目的 青少年の心身の健全な育成に資することを目的とする。
施設規模 本館 鉄筋コンクリート造、地上 4 階建て、2,334.64 m²
体育室 木造モルタル造、448.86 m²
グラウンド 4,511.00 m² 等
施設内容 プレイホール、活動室、第 1～3 研修室、工芸室、美術室、
茶華道室、第 1～3 音楽室等

名 称 堺市立日高少年自然の家
所 在 地 和歌山県日高郡日高町志賀 3794 番地
設置年月 昭和 50 年 5 月
設置目的 豊かな自然環境の中で行う集団宿泊生活及び諸活動を通じて少年（20 歳未満の者をいう。）の心身の健全な育成に資することを目的とする。
施設規模 本館 鉄筋コンクリート造、地上 2 階建て、2,163.91 m² 等
施設内容 宿泊室、和室、リーダー室、研修室、体育室、多目的室、浴室（男）・（女）、保健室等

第6 事業状況

＜利用状況＞ 令和2年度

(堺市立青少年センター)

	稼働率 (%)	利用者数 (人)
プレイルーム	82.7	5,806
第1集会室	49.3	2,765
クラフトルーム	39.0	2,392
第1研修室	40.8	1,833
第2研修室	39.9	1,150
第3研修室	42.1	1,536
茶華道室	16.1	967
第2集会室	20.7	1,510
第3集会室	41.6	2,990
視聴覚室	48.1	2,207
第1音楽室	27.0	981
第2音楽室	43.4	782
ホール	54.0	3,572
第4研修室	37.0	480
合計	—	28,971

(堺市立青少年の家)

	稼働率 (%)	利用者数 (人)
グラウンド	81.5	10,205
体育室	—	—
自炊場	16.1	652
活動室	44.9	2,135
第3研修室	34.0	958
第1研修室	35.2	1,013
第2研修室	51.8	3,593
工芸室	23.2	1,453
美術室	44.9	3,225
茶華道室	20.1	870
第1音楽室	42.5	1,427
第2音楽室	45.5	726
第3音楽室	43.0	393
プレイホール	55.9	6,913
合計	—	33,563

(堺市立日高少年自然の家)

	市内	市外	合計
利用者数 (人)	339	1,820	2,159

<収支状況> 令和2年度

(単位：円)

	堺市立 青少年センター	堺市立 青少年の家	堺市立日高 少年自然の家
収 入	51,121,055	57,011,398	58,508,082
指定管理料	45,585,000	51,406,000	55,510,000
利用料金	3,501,755	4,043,680	1,355,530
その他 (※)	2,034,300	1,561,718	1,642,552
支 出	49,215,148	52,868,590	58,259,206
人件費	35,875,656	36,188,578	39,851,181
光熱水費	3,522,258	3,823,006	4,458,668
委託料	5,149,274	7,002,795	6,845,477
その他	4,667,960	5,854,211	7,103,880
収支差額	1,905,907	4,142,808	248,876

※ 収入のその他欄には、指定管理料として追加された新型コロナウイルス感染症の影響による減収の補填等を含む。(堺市立青少年センター 579,872円、堺市立青少年の家 1,031,325円、堺市立日高少年自然の家 1,389,059円)

(指定管理者提出資料から抜粋し一部加工)

第7 監査の項目及び結果

当該団体において公の施設の管理が適正かつ公平、公正に行われているか、事業報告書等は基礎となる会計帳簿等に基づいて適正に作成されているかなどに留意し、出納その他の事務について監査を実施した。

なお、事前調査の一部を監査法人に委託した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 指定管理者指定の手続について

公の施設の管理を行わせる団体の指定は、地方自治法、条例等に基づき、適正かつ公正に行われているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2 協定書について

管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか、また、協定書等には、必要事項が適正に記載されているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

3 事業報告書等について

事業報告書等の作成及び点検は適切になされているか、指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査又は指示しているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

4 管理運営について

施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか、利用促進のための努力はなされているか、また、管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項等があったので、適切な処理をする必要がある。

(1) 堺市立青少年センター等の設置及び管理に関する条例に基づき、指定管理者が定めた利用料金には、一般料金のほか青少年等が利用する場合の料金がある。

また、条例施行規則において、青少年センター等の使用の許可を受けようとする者は、使用許可申請書により申請しなければならないとされており、申請書には、指定管理者が使用許可に当たり、青少年等料金を適用する場合にその旨を記載する欄がある。

しかし、青少年センターにおいて、指定管理者は申請書に青少年等料金を適用する旨を記載していないにもかかわらず、青少年等料金を徴収しており、指定管理者が青少年等料金を適用するかどうかを確認した記録が残

されていないものが多数あった。

(2) 堺市会計規則において、市の物品取扱員は、備品票を備品に貼り付けなければならないとされている。また、令和3年4月1日に、備品として管理する物品の取得価格が2万円以上から3万円以上に変更されており、取得価格2万円以上3万円未満の物品は消耗品扱いとし、もともと貼付されていた備品票の上に消耗品シールを貼付することとされている。

しかし、青少年センターにおいて、取得価格3万円以上のロビーチェア1台が備品であるにもかかわらず、備品票の上に消耗品シールが貼付されていた。

また、取得価格3万円未満のロビーチェア1台が消耗品であるにもかかわらず、備品票が貼付されたままになっており、その上に消耗品シールが貼付されていなかった。

[利用団体の私物の保管について（意見）]

青少年センター及び青少年の家において、指定管理者は施設利用団体が所有する備品を保管している。しかし、各施設において利用団体の私物の保管に関して定めたものがなかった。保管に関する責任の所在を明確にするため、保管備品、保管期間等を管理する受払様式を定めた規定等の整備を検討されたい。

5 利用料金について

利用料金制を採用する場合、利用料金の設定等が適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

6 経理について

公の施設の管理に係る指定管理者の収支会計経理は適正になされ、他の事業との会計区分は明確になっているか、また、出納関係帳簿、記帳は適正になされ、領収書類の整備、保存は適切になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。